

指定訪問看護サービス利用料について 精神科訪問看護用

提示してある診療報酬の利用料金から、該当保険の自己負担割合に応じた料金となります。

サービス内容 診療報酬 (基本項目)

基本療養費 I		週3日まで	週4日以降
	30分以上	5,550 円/日	6,550 円/日
	30分未満	4,250 円/日	5,100 円/日
管理療養費(月の初日のみ)	7,440円		
管理療養費(月の2日目以降)	3,000 円/日		

(加算項目)

精神科複数回訪問加算 【1日に複数回訪問実施可能な人が対象】	2回	3回以上
	4,500 円/日	8,000 円/日
特別管理加算: 【医療器具装着者への管理が必要な人に1ヵ月4日以上訪問した場合】		
I:気管カニューレ・留置カテーテル等管理など	5,000 円/月	
II:その他	2,500 円/月	
24時間対応体制加算 【24時間連絡体制に加え、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制】	6,400 円/月	
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)	2,100 円/回	
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200 円/回	
情報提供療養費:連携のため市町村へ情報提供	1,500 円	
ターミナルケア療養費:ターミナルケア支援体制	20,000 円	
精神科緊急訪問看護加算	2,650円/日 1回/日限り	
長時間精神科訪問看護加算 次の対象者に1時間30分以上訪問看護を実施 1 15歳未満の超重症児・準超重症児 2 特別管理加算の対象者 3 特別訪問看護指示書を受けている対象者	5,200 円/週1回まで ※①に限り週3回まで可	
複数名精神科訪問看護加算 ※30分未満は除く :看護師等との同行訪問	4,500 円	
:看護補助者との同行訪問	3,000 円	
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算	月1回限り(最大6か月)	

: 保険医療機関と連携し会議を行い、訪問看護を週2回以上実施した場合に算定します	6,400 円/月
外泊日の訪問看護: 精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※厚労大臣が定める疾病等、特別な管理が必要な方は2回まで	入院中1回限り 8,500 円/回

保険適用外

- ①交通費: 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、
運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
※通常の実施区域外の場合には、1回の訪問毎に250円徴収します。
- ②エンジェルケア: 5,000円
- ③衛生材料費: 各種材料費に応じて



こじか訪問看護ステーション